

訪問看護・介護予防訪問看護  
重要事項説明書

利用者氏名： 様

南和広域医療企業団  
南奈良訪問看護ステーション



# 訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

<令和 年 月 日 現在>

## 1. 事業者の概要

名称	南奈良訪問看護ステーション
法人種別	南和広域医療企業団
代表者名	企業長 杉山 孝
所在地	〒638-8551 奈良県吉野郡大淀町大字福神 8 番 1
電話番号	0747-54-5000

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	南奈良訪問看護ステーション
県指定番号	2963690017
所在地	〒638-8551 奈良県吉野郡大淀町大字福神 8 番 1
連絡先	0747-54-5078
管理者氏名	中南 道子

### サテライト事業所

事業所名	南奈良訪問看護ステーション吉野事業所
県指定番号	2963690017
所在地	〒639-3114 奈良県吉野郡吉野町丹治 130-1
連絡先	0746-32-4321
管理者氏名	中南 道子

### (2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	①利用者の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能を維持回復することを目指して支援する。 ②事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、市町村、保健・医療・福祉機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 ③必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるように事業体制の整備に努める。

(3) 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	計	業務内容
管 理 者	1 名	0 名	1 名	訪問看護ステーションの管理業務
看 護 師	6 名 (管理者を含む)	0 名	6 名 (管理者を含む)	指定訪問看護等の提供
理学療法士	1 名	0 名	1 名	運動療法・物理療法によるリハビリの実施
事 務 員	1 名	0 名	1 名	書類作成や処理の事務作業

< 合計 8 名 >

(4) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	大淀町、下市町、吉野町、五條市
------------	-----------------

(5) 営業時間

営業時間	月～金 9時00分 ～ 17時00分
休業日	土・日曜日・12月29日～1月3日

※緊急時訪問看護加算の契約利用者に対しては、24時間体制で電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

(6) 訪問看護サービスの内容

- ・病状や障害の観察、健康管理支援
- ・褥瘡や創傷の処置
- ・カテーテルなど医療機器の管理
- ・医師の指示による医療処置
- ・食事、水分、栄養管理、排泄、清潔などに関する処置とケア
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・保健、福祉サービスなどの活用支援と連携、調整
- ・認知症の看護
- ・家族など介護者の支援

(7) 訪問看護計画の作成

看護師が、利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及び利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、書面で説明のうえ交付いたします。

### 3. 利用料金

(1) 介護保険

所 要 時 間	基本料金	夜間早朝料金 (18時～22時と6時～8時)	深夜料金 (22時～6時)
20分未満：	313 単位	391 単位	469 単位
30分未満	470 単位	587 単位	705 単位
30分以上1時間未満	821 単位	1,026 単位	1,231 単位
1時間以上 1時間30分未満	1,125 単位	1,406 単位	1,687 単位

※1回につきの料金

その他のサービスの加算料金

項 目	基本料金	内 容
初回加算	300 単位	新規に訪問看護計画を作成した場合に算定
緊急時訪問看護加算 (1 月につき)	574 単位	ご利用者の同意を得て 24 時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行う場合に 1 回/月算定
特 別 管 理 加 算 (Ⅰ) (1 月につき) (Ⅱ)	500 単位 250 単位	厚生労働大臣が定める特別な管理を要するご利用者に、計画的に管理を行う場合に 1 回/月算定
ターミナルケア加算 (死亡月)	2,000 単位	在宅で死亡されたご利用者に対して、死亡前 24 時間以内にターミナルケアを行った場合に死亡月に 1 回算定
看護体制強化加算Ⅰ	550 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして、都道府県知事の許可を得て医療ニーズの高いご利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に算定
サービス提供体制強化加算	6 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に 1 回ごとに算定
退院時共同指導加算	600 単位	ご利用者が退院又は退所に当たり、主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合に算定
中山間地域居住者へのサービス提供加算	5%増	中山間地域等における小規模事業所加算
長時間訪問看護加算	300 単位/1 回	特別管理加算対象者で 1 時間 30 分を超える
複数名訪問加算	30 分未満:254 単位 30 分以上:402 単位	ご利用者の同意を得て、厚生労働大臣が定める基準において同時に複数の看護師等が計画的に訪問看護を行った場合に加算
<b>利用者負担額</b>	介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額	

(2) 医療保険

項 目	訪問看護の回数	利 用 料 金
基本療養費	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日目以降	6,550 円
管理療養費	月の初日	7,440 円
	月の 2 日目以降	3,000 円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア (がん性疼痛看護) に係る専門研修を受けた看護師による訪問	月 1 回	12,850 円

24 時間対応体制加算	6,400 円／月	
特別管理加算	5,000 円／月（悪性腫瘍患者・気管切開患者・気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態） 2,500 円／月（人工肛門・人工膀胱・褥瘡・点滴管理等）	
専門管理加算 （緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合）	月 1 回	2,500 円
ターミナルケア療養費	25,000 円	
夜間早朝加算	2,100 円（18 時～22 時と 6 時～8 時）	
深夜加算	4,200 円（22 時～6 時）	
緊急時訪問看護加算	2,650 円（診療所・在宅療養支援病院の指示）	
長時間訪問看護加算	5,200 円（90 分を超える訪問）	
複数名訪問看護加算	4,500 円（看護師 2 人）	
退院時共同指導加算	8,000 円（退院又は退所時の連携と指導）	
退院支援指導加算	6,000 円（退院当日の訪問）	
在宅患者連携指導加算	3,000 円（医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、ご利用者・家族に指導を行い、他職種に情報提供した場合算定）	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円（急変や診療方針の変更等に伴い、ご利用者宅で医療従事者と一同にカンファレンスした場合）	
訪問看護情報提供療養費	1,500 円／月（市町村・保険医療機関等との連携）	
利用者負担額	各保険の負担割合に応じて異なります（1～3 割）	
訪問時間	30 分～1 時間 30 分まで／回	

### （3）自費負担（保険外）

項 目	利 用 料 金
保険外の訪問看護	訪問時間によって、介護保険に準じる料金となります。（別途消費税）
交通費	16km 圏外への訪問の場合は一律 500 円（片道）
死後の処置	5,500 円（消費税込）

### （4）料金の請求及びお支払方法

請求方法	1 か月分の請求書を翌月 10 日以降に郵送にて請求
お支払い方法	口座振替
領収書の発行	可

#### 4. 利用中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- (2) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時を提示させていただきます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う看護師について  
サービス開始時に、担当の看護師を決定します。ただし、実際のサービス提供時は、複数の看護師が交代で訪問させていただきます。
- (2) 担当看護師の交代
  - ①ご利用者から交代の希望があった場合  
担当看護師の交代を希望される場合は、ご相談ください。その際、交代を希望する理由についてお伺いします。なお、看護師を指名することはできません。
  - ②事業所から交代をお願いする場合  
事業所の都合により、担当看護師の交代をお願いする場合があります。その際、ご利用者に不利益が生じないよう十分配慮いたします。
- (3) サービス提供時の注意事項
  - ①訪問看護指示書について  
訪問看護サービスは、医師の指示に基づいてサービスを提供します。  
ご利用にあたっては、主治医より訪問看護指示書の交付を一定の期間（最長 6 か月）ごとに受ける必要があります。
  - ②サービスのキャンセルについて  
訪問看護サービスの予定を変更・取り消しされる場合は、前日までにご連絡をお願いいたします。  
キャンセル料金は発生しません。
  - ③サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません
    - ・金銭管理
    - ・金銭又は物品、飲食の授受
    - ・飲酒及び喫煙
    - ・身体拘束、その他行動を制限する行為（生命及び身体保護のためやむを得ない場合を除く）
    - ・宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為
    - ・ご利用者の家族に対する訪問看護
  - ④鍵などの貴重品の一時保管について
    - ・鍵等の貴重品についてはお預かりしません。

#### 6. 記録の保管、閲覧、交付

「訪問看護サービス契約書」、「訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書」及びご利用者へのサービス提供記録等は、サービス提供終了後から 5 年間保管します。  
記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付は、ご利用者とその家族に限り可能です。

#### 7. 暴力への対応

ご利用者ととともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力・暴言・脅迫・セクシャルハラスメントなどがあった場合はサービスを中止することがあります。

#### 8. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：中南 道子
-------------	-----------

- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9. ハラスメントの防止について

当事業所は、利用者等に対してより良い介護の実現と、職場及び介護の現場におけるハラスメントを防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) ハラスメントに関する責任者を選定しています。

ハラスメントに関する責任者	管理者：中南 道子
---------------	-----------

- (2) 従業者に対するハラスメント防止のための研修を実施しています。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 利用者・家族から暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び利用者・家族に何らかの異変があった場合は、速やかに管理者に報告・相談を行います。

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②当事業所及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③この秘密を保持する義務は、サービス提供を終了した後においても継続します。
- ④当事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

## 11. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の相談窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。

南奈良 訪問看護ステーション	窓口責任者：中南 道子 受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後5：00 電話番号：0747-54-5078
奈良県医療安全相談窓口	受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後4：00 電話番号：0742-27-9939
奈良県国民健康保険団体 連合会	受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後5：00 電話番号：0120-21-6899
奈良県社会福祉協議会	受付時間：火～日曜日 午前9：00～午後5：00 電話番号：0744-29-1212
吉野保健所医療相談窓口	受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後5：00 電話番号：0747-52-0551
大淀町役場健康福祉課	受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後5：00 電話番号：0747-52-5501
五條市役所介護福祉課	受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後5：00 電話番号：0747-22-4001

吉野町役場長寿福祉課	受付時間：月～金曜日 午前9：00～ 午後5：00 電話番号：0746-32-8856
下市町役場健康福祉課	受付時間：月～金曜日 午前9：00～ 午後5：00 電話番号：0747-52-0001

※上記以外にも居住地の市役所・役場等にも相談窓口があります。

## 12. 緊急時等における対応方法

訪問看護サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族）、居宅介護支援事業所等へ連絡するとともに、必要な対応を行います。

## 13. 事故発生時の対応方法

訪問看護サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに「緊急時の対応」を行うとともに県・市町村への連絡・報告を行います。

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 奈良県吉野郡大淀町大字福神 8 番 1

南和広域医療企業団

企業長 杉山 孝

印

事業所 南奈良訪問看護ステーション

管理者 中南 道子

印

説明者 氏名

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

続柄 ( )